



平成 27 年 12 月

中建国保に加入のみなさまへ

マイナンバー制度に伴う

中建国保の各種届出・申請について

マイナンバー制度が導入されることにより、中建国保の各種届出・申請の際に、次の事が必要になります。

組合員の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

届出・申請に個人番号が必要です

平成 28 年 1 月 1 日より、中建国保のほとんどの手続きに、届出用紙の他に「個人番号」と「身元」の確認書類が必要になります。また家族や事業所等が手続きをする場合は、「代理人の身元」と「代理権」の確認が必要になります。

1. 組合員本人が届出等をする場合

以下のパターン (1) ~ (3) の書類のいずれかをお持ちください。

パターン	A. 個人番号を確認する書類	B. 身元を確認する書類
(1)	個人番号カード (顔写真つき) (市町村から発行される個人番号カードは 1 枚で 2 つの確認が可能)	
(2)	個人番号通知カード (市町村から届いたカード) 右の書類も必要	◆写真付資格証明書 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身障者手帳、在留カード その他官公署から発行されたもの等
(3)	個人番号の入った住民票 右の書類も必要	◆上記以外は以下の書類 2 つ以上 被保険者証、年金手帳、母子手帳、中建国保発行の (医療費通知、支給額決定通知書、保険料納入済額証明書) 等

なお、中建国保に個人番号(マイナンバー)を提出済みの方については、A の書類を提出する必要はありません。



裏面へつづきます